

令和7年第2回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和7年3月4日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月4日午前9時11分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子                      2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋                  4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史                  6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み              8 番 山 口 昌 亮</p> <p>9 番 井 戸 太 郎                  1 0 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 1 番 森 田 勝                    1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                                  西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                              植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                              上 田 薫</p> <p>理 事                                  寺 口 浩 代</p> <p>総 務 部 長                            山 崎 孔 史</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      松 本 光 弘</p> <p>事 業 部 長                            西 岡 勝 三</p> <p>教 育 部 長                            川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                      浦 井 久 嘉</p> <p>総 務 防 災 課 長                      岡 田 康 裕</p> <p>健 康 保 険 課 長                      東 川 美 和</p> <p>福 祉 課 長                            浅 井 実 千 代</p> <p>こ だ も 支 援 課 長                    西 岡 直 美</p> <p>観 光 産 業 課 長                      竹 吉 一 人</p> <p>都 市 建 設 課 長                      松 本 浩 至</p> <p>上 下 水 道 課 長                      田 中 伸 明</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長              酒 井 智 志</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      浅 井 利 育</p> <p>主 幹                                  高 橋 恭 世</p> <p>主 査                                  竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報 告 第 3 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て （ 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て ）</p>

町長提出議案  
の 題 目

- |          |  |
|----------|--|
| 報告第 4 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(和解及び損害賠償の額の決定について)   |
| 議案第 3 号  | 平群町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について      |
| 議案第 4 号  | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について      |
| 議案第 5 号  | 冠婚葬祭用衣裳の管理運営並びに使用に関する条例を廃止する条例について           |
| 議案第 6 号  | 冠婚葬祭用衣裳使用料条例を廃止する条例について                      |
| 議案第 7 号  | 平群町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について                 |
| 議案第 8 号  | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 議案第 9 号  | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 議案第 10 号 | 特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 議案第 11 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 議案第 12 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第 13 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 14 号 | 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について               |
| 議案第 15 号 | 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について    |

<p style="text-align: center;">町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第16号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第7号）について</p> <p>議案第17号 令和6年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第18号 令和6年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>議案第19号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について</p> <p>議案第20号 令和7年度平群町一般会計予算について</p> <p>議案第21号 令和7年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第22号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計予算について</p> <p>議案第23号 令和7年度平群町下水道事業会計予算について</p> <p>議案第24号 令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について</p> <p>議案第25号 令和7年度平群町学校給食費特別会計予算について</p> <p>議案第26号 令和7年度平群町介護保険特別会計予算について</p> <p>議案第27号 令和7年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第28号 令和7年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について</p> <p>議案第29号 令和7年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>6番 稲月敏子 7番 植田いずみ</p>

令和 7 年 第 2 回 ( 3 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 7 年 3 月 4 日 ( 火 )

午前 9 時開議

日程第 1			会議録署名議員の指名について
日程第 2			会期の決定について
日程第 3			諸般の報告
日程第 4	報告第 3 号		議会の委任による専決処分の報告について ( 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について )
日程第 5	報告第 4 号		議会の委任による専決処分の報告について ( 和解及び損害賠償の額の決定について )
日程第 6	議案第 3 号		平群町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 7	議案第 4 号		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 5 号		冠婚葬祭用衣裳の管理運営並びに使用に関する条例を廃止する条例について
日程第 9	議案第 6 号		冠婚葬祭用衣裳使用料条例を廃止する条例について
日程第 10	議案第 7 号		平群町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
日程第 11	議案第 8 号		職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 9 号		一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 10 号		特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 11 号		教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 12 号		平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 13 号		平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 6 年度平群町一般会計補正予算（第 7 号）につい  
て
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 6 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 6 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する  
協議について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 7 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 7 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予  
算について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 7 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 7 年度平群町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 7 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算につ  
いて
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 7 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 7 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 7 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算につ  
いて
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 7 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につい  
て
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 7 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算につ  
いて

開 会 (午前 9時11分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

感染症予防の観点により、本定例会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和7年平群町議会第2回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

2月は強い冬型の気圧配置となり、最強寒波が日本列島を到来し、平群町でも強い寒気が流れ込む厳しい寒さとなりましたが、暦も3月となり、朝夕は寒さが残るものの、日差しは徐々に暖かくなり、平群の里にも春の訪れが感じられる季節となりました。

本日は、令和7年第2回平群町議会定例会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多用のところ御出席を頂き、誠にありがとうございます。

さて、12月定例会から2か月余りが経過し、この間の町政に関わる主な出来事や取組や行事などについて御報告をさせていただきます。

12月22日に、奈良県政に関わる地域固有の課題を解決していくため、知事と近隣市11市町長による意見交換会を行うまちかどトークが安堵町で開催されました。平群町からは、西和地域における周産期医療等の医療体制の充実と、奈良県総合医療センターとの連携強化とアクセスする道路の早期整備が必要との要望を行いました。

昨年12月29日、30日には、住民の皆様が無事に輝かしい新年を迎えられますよう、平群町消防団により年末警戒を実施しました。

1月13日には、総合文化センターで二十歳のつどいの開催を行いました。対象者は194名、当日の参加者142名でありました。式典では、二十歳の宣誓や恩師によるビデオレターが映し出され、お祝いや励ましの言葉が皆様に寄せられた輝かしい門出を迎えられました。二十歳になられる皆様には、この平群町で生まれ育った誇りと愛着を持ち続け、活躍していただけることを願っております。

1月13日、奈良県消防協会生駒南支部連合出初式が斑鳩町で開催されました。消防団員の皆様方には、住民の生命、財産を守るため、崇高なる消防精神

を持って、昼夜を問わず、消防活動に御尽力を頂いておりますことに心より敬意と感謝を表します。さらに、表彰状を受賞されました皆様におかれましては、これまでの御功労や御功績に対し、心から感謝申し上げますとともに、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1月16日、平群小学校の校庭で大とんどが行われました。今年もPTAの皆様のご協力の下、大きなやぐらが組まれました。今年の恵方である西南西の方向から点火され、炎にくべられたしめ縄や書き初めが空高く舞い上がりました。平群町の子どもたちが健やかに過ごせることを心から願っております。

1月28日、人権対策協議会、人権交流センター運営審議会との合同により、奈良県橿原市大久保町のおおくぼまちづくり館を訪問し、研修を行いました。大久保地区は、大正時代に、国の方針などにより、洞村からの全村移転でまちづくりが、昭和には、小集落地区改良事業によって2度のまちづくりが行われました。事業の集大成と歴史を踏まえながらまちづくりの歩みを学び、人権について学びました。

2月9日には、平群町自主防災連絡協議会で、神戸市の人と防災未来センターへ研修を行いました。今年度は、最大震度7の揺れによって6,434人の命と日常が失われた阪神・淡路大震災から30年になりました。研修先であります人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災の経験と教訓、防災・減災・縮災の大きな大切さを発信する災害ミュージアムで、災害発生の瞬間の再現映像上映や被災者から提供された震災資料の展示のほか、まちの状況などについて学びました。研修で皆様とともに防災意識を高め、災害における防災・減災につなげるとともに、防災活動に御協力を頂きますようお願いいたします。

2月9日には、平群町内に初めて小学校ができたと言われる明治7年から150周年となることから、平群の学校150周年として、基調講演として、「奈良県における学校教育の歴史と平群」と題して、奈良大学の井岡教授に基調講演を、古文書の資料調査から見えてきた平群の学びと歴史についてトークセッションを行いました。

2月15日には、平群町自治連合会主催によりまず公開講演会が総合文化センターで開催されました。今年度は、天気のポイントをイラストにしたスケッチ予報などで人気のある読売テレビ気象キャスターの蓬莱大介さんを講師にお招きし、地球温暖化や気候変動の仕組み、最近の異常気象、防災のポイントについて御講演を頂きました。今回の講演を通して現在の地球環境について考え、何か一つでも地球のためにできることに取り組むとともに、今後起こり得る地震や台風などの自然災害に備え、一層防災意識を高めてまいります。

2月20日には奈良県広域水道企業団の臨時総会が開催され、正副議長が選

出され、令和7年度水道事業会計予算案など40議案が上程され、いずれの議案も原案どおり議決・承認されました。

2月22日に平群町人権教育推進協議会、平群町連合PTA、平群町の共催で、男女共同参画講演会が行われました。女性と男性が性別に関わらず、社会の対等なパートナーとして、地域や学校、家庭、職場、社会などのあらゆる場面で個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、町民一人一人に寄り添った環境づくりを目指してまいります。

2月22日、23日には、関西最大級の虎のお祭りとして恒例となっております信貴山寅まつりが開催され、多くの参拝者でにぎわいました。23日には寅まつり大法要が営まれ、張り子の虎を乗せたみこしとともに、寅年生まれの虎男、虎娘や稚児、そして僧侶ら50人が本堂まで練り歩きました。町もブースを設け、平群町の特産品であるイチゴの古都華と平群ローズ、また4月29日開催予定のへぐり時代祭りのPRにも努めました。

2月27日には、平群町自主防災組織連絡協議会による防災講演会を実施しました。各自治会の自主防災や企業、団体の方など参加していただき、HUG研修、避難所運営ゲームでは、災害時の行動をイメージし、生き残り、支え合うための行動を避難所運営ゲームで実践的に学ぶことにより、自分、家族、まちを守るため、災害時に支え合う行動を共に考えることを目指しました。

3月2日にはふるさとへぐりクリーンアップ作戦が行われました。参加していただきました皆様には、竜田川の環境整備や景観の美化など、竜田川の魅力づくりに御協力を頂き、ありがとうございます。竜田川は古くから和歌にも詠まれ、地域の人々に親しまれてきました。平群町の資源であります竜田川を住民協働により守り育て、美しく豊かな状態で次世代に引き継いでいきたいと思っております。

観光振興と地域活性化のため、新たな観光の交通手段として、生駒郡4町でシェアサイクルの導入に向けての実証実験を行うこととなり、運営会社との調印書を3月28日に予定しております。町内の公共施設等9か所に設置予定で、WESTNARA広域観光推進協議会内で、既に大和郡山市、北葛城郡に設置されており、エリア内の観光収入にも利用可能となります。

次に、今議会で上程しております令和7年度予算に関連することについて申し上げます。

まず、財政状況についてであります。奈良県による財政の重症警報が引き続き発令中であり、令和5年度決算においても本町の実質公債費比率、将来負担比率及び基金残高比率が県内ワースト2位という、まだまだ非常に厳しい状況にあります。令和7年度当初予算編成に当たっても、人件費の高騰、扶助費

等社会保障費の増加、物価高騰による物件費等の経常経費やシステムの標準化などによる臨時的経費の伸びにより、約2億円の財政調整基金の繰入金をもって収支の均衡が図れるという苦しい予算編成を強いられました。

新年度予算については、現在の厳しい財政状況、少子・高齢化、人口減少など、町が直面する課題に対し、限られた財源の中でいかに住民の皆様の期待に応えられるかを第一義に考え、予算編成を行ってまいりました。しかし、厳しい財政状況の中、住民の皆さんとともに、「人が輝き、未来が輝く、夢あふれるまちへぐり」を目指してまいります。詳しくは、町政執行方針及び予算提案説明書にて説明をさせていただきます。現在の厳しい財政状況を乗り越えるためにも、議員各位の御意見を頂き、御理解と御協力を切にお願いするところであります。

本定例会におきましても、上程させていただきました案件は、報告案件が2件、条例の制定、廃止、一部改正が12件、令和6年度一般会計並びに特別会計補正予算が3件、奈良県広域水道事業団設立準備協議会の廃止が1件、令和7年度一般会計並びに各特別会計、事業会計予算案件が10件で、合計29件の審議をお願いしております。

いずれの議案におきましても慎重審議いただき、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

これより会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により6番、稲月議員、7番、植田議員を指名いたします。本定例会の会期中、よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日

から3月21日までの18日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

3月4日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしく申し上げます。

3月5日（水） 本会議（新年度予算総括審議） 午前9時より

3月7日（金） 予算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

3月8日（土） 休会でございます。

3月9日（日） 休会でございます。

3月10日（月） 予算審査特別委員会（各特別会計・下水道事業会計）  
午前9時より

3月13日（木） 本会議（一般質問） 午前9時より

3月14日（金） 本会議（一般質問） 午後1時30分より

3月15日（土） 休会でございます。

3月16日（日） 休会でございます。

3月20日（木・祝） 休会でございます。

3月21日（金） 本会議（最終日） 午後2時より

以上でございます。

○議長

御苦労さまです。

ここで、一般質問の割り振りについて議会運営委員会を開催していただきたいので、暫時休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前 9時19分）

再 開 （午前 9時24分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

過日及び先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。山田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

それでは、報告させていただきます。

去る2月19日水曜日、午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から始まりました第2回定例会の議会運営について協議を行いました。

また、最近の社会情勢の変化に対応するための傍聴規則の一部改正について、2月18日に開催された議員懇談会で意見があった内容を協議いたしました。協議の結果は、議案配付の際にお配りいたしました委員会調査報告書に記載しておりますので、御確認ください。

また、先ほど開催いたしました議会運営委員会では、今議会の一般質問の質問人数の割り振りについて協議いたしました。

さらに、1月30日木曜日、午前10時より、議会運営についての協議を行いました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議 長

1月24日開催されました下水道事業特別委員会の報告を求めます。森田下水道事業特別委員会委員長。

○下水道事業特別委員長（森田 勝）

下水道事業特別委員会について御報告申し上げます。

去る令和7年1月24日、午後1時30分より委員会を開催いたしました。案件につきましては、公共下水道事業の現状についてであります。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議 長

次に、2月26日開催されました新庁舎建設特別委員会の報告を求めます。植田新庁舎建設特別委員会委員長。

○新庁舎建設特別委員長（植田いずみ）

それでは、報告をさせていただきます。

去る2月26日水曜日、午後2時より新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、今後議論する項目と進め方について協議を行いました。以上のとおり、新庁舎建設特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。植田副町長。

○副町長

それでは、令和6年度一般会計予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

2月21日、主管課、はなさとこども園、充用額については82万5,000円、予算科目については記載のとおりでございます。

内容につきましては、はなさとこども園調理室の食器洗浄機の経年劣化によりまして、新規購入の費用とさせていただきました。

これによりまして、予備費の当初予算額1,925万1,000円、6年度充用額653万4,000円、予算残額1,271万7,000円。執行率としまして、33.9%でございます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

私から1点報告します。

議会運営委員長から報告がありました傍聴規則の一部改正について、本日机置きした内容のとおり、2月26日に公布しました。今議会から新しい傍聴規則を適用します。

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について

(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

専決日につきましては、令和7年2月4日でございます。

次のページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

末尾の提案理由をお願いいたします。次のページをお願いします。

提案理由。こちらのほうは記載のとおりでございます。

それでは、概要に基づきまして御説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正概要でございます。

この条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、職員の育児休業等に関する条例における引用条文が変更になったということでございます。

改正前は、第18条、部分休業の承認のところですが、4行目の下線部が書いているところでございます。こちらは、今現在、第61条を引用しております。改正後につきましては、同じく4行目の第61条の2を引用すると。こちらにつきましては、引用条文の改正前、第61条は、国家公務員及び地方公務員であったが、改正後につきましては、第61条で国家公務員、新たに第61条の2で地方公務員と分けられたという変更がございましたためでございます。

施行日につきましては、令和7年4月1日から施行ということでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。専決日につきましては、令和7年2月9日でございます。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年10月31日、生駒市小平尾町1008番地付近の音の花温泉前の駐車場の前の町道都計道路西線におきまして、路面の剥離によって走行中の自動車のタイヤとホイールに損害を与えたということで、和解により次のとおり

損害賠償の額を決定したものでございます。

1、損害賠償の額につきましては3万3,710円。

所管課につきましては、事業都市建設課となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第6 議案第3号 平群町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第3号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 平群町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第7 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第4号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案どおり可決され  
ました。

続きまして

日程第8 議案第5号 冠婚葬祭用衣裳の管理運営並びに使用に関する条例  
を廃止する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第5号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。植田議員。

○7 番

ちょっとお聞きしたいんです。

これ、貸衣装を長らくやっておられたということなんですけども、これ、今回廃止なんですけども、この貸衣装は今後どのようなようになるのでしょうか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

現在ですね、若井集会所のほうに今あるんですけども、老朽化してるということもございまして、今保管してる状況であるんですけども、使用したい意向があればいろいろ協議もして、地元とも協議したらいいのかなというふうには考えております。

○議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第5号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 冠婚葬祭用衣裳の管理運営並びに使用に関する条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

続きます

日程第9 議案第6号 冠婚葬祭用衣裳使用料条例を廃止する条例について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第6号について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 冠婚葬祭用衣裳使用料条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第10 議案第7号 平群町水道事業の設置等に関する条例を廃止する  
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第7号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第7号について採決を行います。  
本案は、原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第11 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第8号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7 番

この中で、勤務環境整備として概要の中でも書かれてるんですけども、3点、最後のほうですね、介護両立制度に係る研修の実施であるとか、あるいは介護両立支援制度に関する相談体制の整備、また三つ目には、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置というふうにあるんですけども、具体的にどのような体制を取るといふ形になるのでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、この通知文に関する町としての具体的な対応といたしましては、現在、家族の介護による職員の離職を防止するため、介護制度の周知というのを、まず40歳到達時の個別周知、これから介護が必要となってくるのが想定される職員に対してまず個別通知を行って、職員から相談があった場合は総務防災課ですね、そちらのほうに、今現在、相談できる体制としまして、平群町の場合は保健師が1名配置しておりますので、そういった体制内容を図りながら、この制度について、十分取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。

これ、これからかかるのか、今もう実際やられてる状況、そういう体制を取られてるといふ、今、部長のお話やったらそう受け取られたんやけど、それでいいのかどうかね。

それであるならば、これまでそういう、この介護制度について、相談というのは実際に何件かあったのかどうかも含めてお願いします。また、その勤務形態の環境整備って、どういうことを基本的には進めてこられたのかということ、を少し御説明いただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今現在も職員、保健師を配置してですね、介護休暇等、制度の説明とか相談があった場合は対応させていただいております。そしてまた、短期介護休暇という特別休暇につきましても、令和6年度では2名の職員が取得状況になっているといったものでございます。

そういったことから、また職員の相談体制というのを、相談しやすい環境というのを、今現在、安全衛生委員会とか様々なところで職員労働組合とも協議をしながら、そういった町全体で取り組んでいっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○ 7 番

ありがとうございます。

社会的にも介護離職というのがやっぱり言われてる状況の中で、そういうことにならないための、やっぱり職場でのきちっとしたフォローということをやっていたきたいなというふうに思います。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 8 号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 1 2 議案第 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○ 総務部長

議案第 9 号 提案理由説明

○ 議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○ 1 1 番

今、御説明、部長からありましたが、全体、総額でですね、何人で何ぼ上がるのかということと、もう一つは、私もちょっと分からないんですけど、途中で入庁された方はどのような扱いになるのか、その2点だけお聞かせください。

○ 議 長

岡田総務防災課長。

○ 総務防災課長

まず、1点目の御質問です。職員全体でどれだけ影響あるかという御質問やったと思います。

職員全体で184名おりまして、そのうち、全体の額としましたら、約3,570万6,000円となっております。1人当たりで言いましたら19万4,000円のほうの引上げとなります。給料額で言いましたら、1人当たり10万8,000円、地域手当で6,000円、ボーナス、賞与のほうで8万円、先ほど言いました、1人当たり大体19万4,000円の引上げを予定しております。

あと、中途採用の場合の分ですけど、中途採用の場合でしたら、その前歴に応じまして加算がございます。ですので、大卒のほうでしたら、大卒プラス前歴加算の分を加算しての号給の決定となります。

以上です。

○ 議 長

よろしいですか。

ほかにございませんか。植田議員。

○ 7 番

今回の改正によって、今年度の人件費の増加額が、一般会計の補正では5,000万円余りなのですが、特別あるいは事業会計も含めた総額が幾らになるのか。また、増加分については、当然増加分全額を交付税措置されるはずだと思うんですが、それで間違いないでしょうか。その点、まずお聞きをします。

○ 議 長

山崎総務部長。

○ 総務部長

今回の一般全体といたしまして、合計額は4,532万7,000円の影響額が出るということでございます。そしてまた、交付税措置につきましても、こちらのほうにつきましても、国のほうではその改定分、アップ分につきましては、単位費用、包括算定の中で見ているといった部分でございますが、この部分がどれだけ入っているかというのは、毎回いつも答弁させていただきますよ

うに、その額というのは不明なんですけど、一応交付税措置はされてるといった部分でございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。植田議員。

○7番

それと、地域手当、今回引き下がる、2年かけて1%ずつ下がるということなんですけども、今回の改定によって影響額というのは、一般の会計ベースで影響額はどれぐらいになっていくのかというのをちょっとお聞きしたいということ、それから通勤手当が今回大幅に引き上がってる状況なんですけども、これに該当する平群町の方、いらっしゃるのかどうか、現在の手当総額がどれぐらいになっているのか、この2点すみません。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

まず、地域手当の6%が5%に下がった場合の影響額につきましては、約680万円程度減額になると考えております。

続きまして、この通勤手当のほうにつきましては、こちらのほうにつきましては、15万円というのは国の国家公務員が新幹線とか活用して通勤できるような形なんですけど、今現在、平群町の職員につきましては、一番の方で、3万3,000円が今一番最高となっておりますので、影響はないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。植田議員。

○7番

それと、これ、去年も多分問題になったと思うんですけども、会計年度任用職員の方々の人勧適用をどうするのかということなんです。これ、実施した場合の経費であるとか新年度の影響額というのはどのように考えているのか。そこら辺の新年度をどうしていくのかということも含めて、平群町としての考え方をお示しいただけますか。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

会計年度任用職員の遡及のことにつきましては、昨年御議論させていただき

ましたけれども、当然、同一労働同一賃金という考え方はもちろん持っておりますけれども、やはり実際、会計年度任用職員の雇用形態というのが、やはり年度契約とされてまして、年度途中で給料表改定がされた場合であっても、取り交わした雇用契約に基づきまして支給を行うということで、条例に基づいて、今年度も翌年の4月1日から適用していくということで、遡及のほうは、県下の状況も踏まえて、また今後も検討していきたいというふうには考えております。

そしてまた、会計年度任用職員さんの引上げ分につきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、会計年度任用職員の方というのは1級に在籍しておりますので、引上げ率が11.1%といった部分で、ちょっと大きい部分がありまして、その引上げ率は大体約5,300万円程度というような形で見込んでおります。新年度の令和7年度予算につきましては、その分を踏まえて予算措置はさせていただいてるといった部分でございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第9号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 1 3 議案第 1 0 号 特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

議案第 1 0 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第 1 0 号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 0 号 特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 1 4 議案第 1 1 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第11号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第12号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

これで、今年度ですね、議員についてはどれぐらいの増加額になるという見

込みですか。

○議 長

山崎総務部長。

○総務部長

議員の皆様の全体で、12人分で大体23万7,000円の影響額となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第12号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

午前10時35分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時16分)

再 開 (午前10時36分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 1 6 議案第 1 3 号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第 1 3 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。稲月議員。

○ 6 番

1 点。今、家庭的保育ということで、事業等、そういった事業所は町内には以前からないということなんですけど、これも当然、公立のはなさとあるいはゆめさとこども園の保育においてもこういう改定がされるんですよね。その辺ではね、新年度から、この 2 園についての職員の保育士の配置を満たすように準備をされてるのかどうかお聞きします。

○議 長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

町立こども園のほうなんですけれども、こちらのほうも、四、五歳児に関しましては、もともと 30 名クラスではなく 25 名クラスでなっていたことにより、配置基準を下回らず、7 年度のほうも配置できるということになっております。3 歳児のほうにしましても、20 人から 25 人の配置をしておりますので、もともとクラス担任のほうを 2 名配置しておりますので、こちらのほうも国基準のほうを下回らず運営できるようになっております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。ほかにないですか。馬本議員。

○ 1 2 番

今、ちょっと西岡課長おっしゃってんけども、ちょっとだけ教えてね。

この今の今度の予算書の資料になんねけど、要するに令和 6 年度については

ね、はなさとこども園、今年度、正職員1名減という予算になってるねん。それと、ゆめさとこども園の会計年度任用職員1名、これも減。加配は30名から25名、20名から15名か。一般的に考えると、何で減るねやろうなど。予算上、sonだけ今、余裕を持った、そういうふうな職員配置を今現在されてるという認識しとっていいのかなということをお聞きしたかった。どうですか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

今、議員のおっしゃいました、こども園のほうの定員が1名ずつ、来年度減になるという件なんですけれども、ゆめさとこども園におきましては、以前も申してましたとおり、レイモンドこども園ができることにより、クラス数のほうを一つ減らしていることにより、1名減のほうとなっております。

はなさとこども園のほうに関しましても、特別支援が必要なお子様とかもいらっしゃいますので、そちらのほうに配置してるということがありますので、余剰をもって、今配置しているというところではございません。

○議長

馬本議員。

○12番

それはそれで結構ですよ。けれども、今、最初言わはったように、民間活力導入じゃないけども、レイモンドの誘致されることによって教室が一つ減になったわけやろう。複数担任制度取ってはんねやろう。平群町は取っとるわけや、前からな。それはみんな分かってる。あした、また総括で聞きますけどね、今度は北幼稚園で106の枠がこども園になるわけや。またあした、この件についてはちょっと細かく聞きますんで、予算総括でよろしくお願いします。

議長、それで結構です。

○議長

ほかにございせんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第13号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第14号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

議案第14号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第14号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第18 議案第15号 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

議案第15号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

これのですね、私自身も消防団の退職報償金があるというのを存じ上げてなかったんで、いいことだと思うんですけども。当然、職員の方も消防団に入ってる方は同じような扱いになるというふうに私は理解してるんですけども、それです、ここで聞きたいのは、団長であれば35年以上とか20年以上とかなってるんですけどね、これは団長としてなるのか、団員として、1年でも団長になればこの扱いになるのかということが1点ね。

もう1点は、職員の出勤したときの勤務取扱いがどうなってるのか、出張扱いなのかどうかという2点だけお尋ねします。

○議長

岡田総務防災課長。

○総務防災課長

御質問お答えさせていただきます。

まず、1点目の町職員の団員のほうが退職した場合に退職報償金が出るかという御質問ですけど、それにつきましては、ほかの団員と同様に、退職報償金というのが支給される形となっております。

2点目ですね、その退職時の退職報償金の額の関係ですけど、例えばですけど、基本的にはこの表どおり、退職時の階級に応じて支給することとなるんですけど、ただしその前に、上位の階級ですね、例えば団長が終わられて、一旦仮に団員になった場合でしたら、その上級の階級のほうに1年以上おった場合につきましては、その階級の退職金を受ける形となっておりますので、そうい

う取扱いとなっております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。森田議員。

○11番

ちょっと1点だけお答えいただいてないと思うんですけども。

○議 長

岡田課長。

○総務防災課長

あと、町職員とかのほう消防団員としまして活動した場合の活動費のほうにつきましても、ほかの団員と同様に、例えば、火災の出動の場合でしたら1回当たり2,000円という形の報酬の支給という形となっております。

以上です。

○議 長

森田議員。

○11番

あのね、それは当然出動したら出動の資金を出さないといけないと思う。職員の勤務から外れるわけじゃないですか。外れるわけですから、それは出張扱いなのか、当然、事故、その期間中に起きれば、また公務災害のほうで支給されるわけですけども、どのような扱いされてるのかね。当然緊急時ですから、出張届を先に出すということはできないと思いますので。

○議 長

岡田課長。

○総務防災課長

職員の場合でしたら、勤務時間中の場合に仮に火事があった場合の分になるんですけど、その場合につきましても、当然、職員としましてはいない状態にありますので、休暇等を出してという形となります。

○議 長

よろしいですか。

「なし」の声あり

○議 長

ほかにないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第15号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 平群町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第19 議案第16号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第7号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。山崎総務部長。

○総務部長

議案第16号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。関議員。

○1番

小中学校の体育館の空調設備のところでございます。18ページ、概要のところは最終ページでございます。

私も昨年一般質問させていただきまして、国の動向もあり、補正予算で早速計上していただきありがとうございました。町民の皆様、本当に大変喜んでくださっております。全協でもいろいろスケジュールをお聞きしましたけれども、令和9年3月までの整備完了を目指していかれるということなんですけれども、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

学校施設体育館の空調設備の工事のスケジュールです。

まず、今回補正を上げさせていただいて可決いただきますと、すぐに設計業務の入札手続に入りまして、また、その設計につきましては、令和7年の10月、11月ぐらいをめどに終了予定を考えております。その後、12月議会におきまして工事費の補正をさせていただいて、そして、その後、入札手続に入りまして、工事費につきましては5,000万円を超えますので、議会の議決が必要となりますので、令和8年3月議会において、また工事の契約の議決を頂いて、そこから工事着工、そして令和9年3月、令和8年度末には工事を終了したいと思っております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

ありがとうございます。

あのとき、エアコンの種類などはまだ決まっておっしゃってましたけれど、その辺はどうなんでしょうか、もう決まりつつあるんでしょうか。また、見に行かれたりとかされてるんでしょうか、お尋ねします。

○議長

酒井課長。

○教育委員会総務課長

エアコンの種類につきましては、大きくガス空調であったり電気であったり、いろいろあるんですけど、設計業務の中でランニングコストであるとかイニシャルコストも含めて、そこは設計の中で出てきた成果品によってまた選択していきたいと考えております。

○議長

関議員。

○1番

ありがとうございます。

避難所となる体育館の空調設備でございますので、大切な事業でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。いいですか。稲月議員。

○6番

町内民間教育・保育施設の運営給付費の900万円の増額というのがね、先ほど御説明いただいたわけですが、まず、人件費の増額に伴って増やすと

ということですがけれども、これ、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

先ほど説明にもあったんですけれども、人件費というか、人勸による施設型給付費の変更ということで、職員の人件費が引上げになったことによる公定価格の増ということになっております。

○議長

ほかにございませんか。須藤議員。

○2番

体育館の空調の測量委託料ということで2,660万円、中学校で2,300万円となってるんですが、測量設計委託料ということなんですが、ちょっと高いなという違和感が実はあるんですよ。これ、どういう根拠でこういう金額になるのかというのはちょっと御説明いただけませんかでしょうか。

○議長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

測量設計における金額の根拠ということですが。

4小中学校ありまして、それぞれ工種であるとか、単純にエアコンをつけるもの、それから中学校においては防水、外壁、内装、それぞれいろいろな工種があるんですけれども、大きくエアコン設置に係る分については、設計業務につきまちは見積りをベースに予算計上させていただいてます。

そしてまた、中学校であるとか南小学校というのは工法が多岐にわたりますので、そこにつきまちは、体育館の改修の文部科学省の補助メニューがございますので、その補助単価より工事費を積算して、その数%を設計費として計上しております。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

ちょっと御説明だけでは理解ができないんですが、設計事務所さんに多分お願いということになると思うんですがね、どの程度工数がかかるというふうな、何かそういう根拠的なものはおありなんですか。

○議長

酒井課長。

○教育委員会総務課長

すみません、ちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いいたします。  
ちょっと質問内容が聞き取れなかったので、もう一度、申し訳ございません。

○2 番

金額が2,600万円、2,300万円ということですね、体育館の空調設備ですよね。例えば、平米当たり単価というのが、例えば目安というのものがあるのか、それとも容積的な問題があるのか、どういう根拠でこの金額など、要はね、普通建築工事でもですね、建築費に対しての設計費というのはある程度目安があると思うんですね。その辺り、何を根拠にこういう金額になってるのかということをお聞きしたいと。例えば、文部科学省でそういうものをお持ちなのかね、あたり、ちょっとお聞きしたいんです。

○議 長

酒井課長。

○教育委員会総務課長

中学校でおきましたら文部科学省の補助メニューの単価がございますので、その単価より概算工事費を積算して、そこから設計業務については数%という形で見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

須藤議員。

○2 番

ちょっとなかなか今の説明だけで、あ、そうですかとはならないんで、ちょっと根拠をちょっと示していただかないと、例えばこういうことでこういう根拠でこういう計算してるんだよと、内訳ですよ、2,600万円の。というのは提出可能なんでしょうか。

○議 長

川西教育部長。

○教育部長

ちょっと、どこまで出していいのか、これ、今後また入札もしていくわけなんですけども、先ほど課長が申し上げます、例えば中学校とか南小学校につきましては、空調以外にも、漏水してる屋根であるとか、建築的なところの改修も含まれてるんですね。文部科学省の単価、単価というんですけども、老朽化した空調も整備するのと同時に、そういった老朽してる建屋というんですか、これも改修する場合の平米単価というのが示されておるんです。その平米掛けて、これ今、6年度単価というふうになってますんで、物価の上昇が1.2

掛けてるとというのが一応おおよその、中学校、南小学校についての工事単価を出しておると。そこから、設計費については何%かという形で今見ているんですけども。

あと、平群小学校につきましては、現在空調のみというふうに考えておりました、これ見積り等も取っておる、もう利用してるんですけども、あと北小学校につきましては、空調とLED化することなんですけども、これにつきましては、令和4年に総合スポーツセンターのほうで体育館のLED化をさせていただいて、そのときの工事費につきましては、大きさから見て半分程度かなということと、あと物価上昇分を掛け合わせて、おおよその概算工事金額はこれぐらいかなと。そこで、平米の設計の金額、何%かを出してるということでございます。

○議長

須藤議員。

○2番

確認なんですけど、これ、体育館の空調設備に限っての設計なのか、それとも、全体的な改修工事の設計をするのかというのは、ちょっと何か今の説明では混ざってたような感じがするんですが、これ、体育館の空調に限っての話なのか、そういったもの全体の設計なのかというのはどっちなんですか。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

ほかの、空調のみ以外も一緒にやるという、混ざってるというふうに考えていただいたらいいのかなと思います。

○議長

ちょっとこれ資料で、それ、積算根拠あるわけやから、教育委員会のほうから資料で出してもらったらどうですか。今、部長が答弁した、そのまま資料にってもらったらいいので、学校ごとに。積算根拠出したらそれで済むやんか。

山田議員。

○10番

須藤議員おっしゃるように、本当に分かりにくいと思いますよ。これ、体育館の空調だけだったら一つの体育館で400万円前後ぐらいの設計だと思うんですよ。ところが、中学校にしても2,000万円以上かかっているということで、おかしい。空調だけでそれぐらいくわけないので、その辺の根拠となってくるのは、概算の工事費も根拠になってくる一つですからね、その辺、概算工事費も含めて、設計の業務内容を資料として提出いただいたほうが分かり

やすいんじゃないですか。

○議 長

部長、よろしいか。川西部長。

○教育部長

業務内容につきましても出させてもらうんですけども、おおよそ工事内容につきましては、全員協議会で示していただいたような、一番やっぱり大きいのは、御存じのとおり、中学校というのはかなり老朽化しているということでございますんで、雨漏りもしますんで、建物全体の内装も含めて、床も含めてやるというふうな形になりますけど、おおよそ、可能な範囲でちょっと資料を作成したいと思います。

○議 長

部長、全員協議会のときは工事そのものはどれぐらいなるかははっきり分からないというような話でしたから、今、山田議員から質問あった内容、今回これ、当然さっき答弁で言ったような積算根拠はあるわけだから、それをペーパーで出してもらおうということで、それでいいですね。いいですね。今議会中に出してもらえますか。

ほかにございませんか。馬本議員。

○12番

今の話やけど、僕も一般質問出してんねけどな、詳しくはそこで聞くけども、出せんのかいな。出せんのか。はっきり言って。というのはね、あなた、実施計画もつくってないのに何で出せるの。どんな機種やねん、どんだけの大きさやねん。種類あんねんで、ようけ。僕もよそへ行ってきましたよ、見に。ここではもう言わへん、一般質問で言うけど。はっきり言わなあかんで。僕にしたら、基本計画もできてないのに何で出せるのかなと思って。この予算も何で出てるのかなというのが僕の感じやで、これ一般的に。

そやから、実施設計ってもう、あんたところはコンサルに100%に任そうと、こういう考えか、そしたら。

○議 長

川西教育部長。

○教育部長

コンサルに100%任すというふうなことではないんですけども、中学校の場合が一番やっぱり代表的な改修しやなあかんですけど、やっぱり老朽化してる場所というのはある程度目に見えて分かりますんで、そのところを改修していくということを申し上げるだけなんですけども、機種につきましても、視察も若干行っておりました、その辺で、この辺かなというのはあるんですけど

ども、もちろんちょっと協議はしていかなあかんというふうには考えておりませんけど。

○議長

大きい金額やのに、そんないいかげんこと言ってたらあかんで。資料、出せるの、出されへんの。教育部長。

○教育部長

何回も言いますけど、先ほど言いました文科省単価であるとか、その辺の資料というぐらいでしかございませんので。

○議長

いや、違うやんか、既に金額出てんねやんか、ここに、中学校2, 300万円、小学校2, 600万円。予算は予算やけど、その予算を出した根拠を出してくれと言ってるわけやんか。

○教育部長

文部科学省の平米単価ありますんで、平米単価掛けて。

○議長

だから、それで出してくれたら。

○教育部長

それを申し上げてるということです。

○議長

このとおりなるかどうか分からんということやね。取りあえずは予算として出してる、根拠を出してる。そういうことです。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第16号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

続きますして

日程第20 議案第17号 令和6年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第17号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。稲月議員。

○6番

介護保険のことですけれども、非常に利用が多くなっているということだろうと思いますけど、給付費の増額ということで、居宅介護で3,100万円、施設介護で3,800万円増加をしているということを示されていますけれども、非常に大変な状況に今、介護保険の関係のほうになったということですね、給付費の計画ですか、年度のね、計画を久々にたくさん上回っているということになったということなんですけれども、この要因、何となく、高齢者、特に後期高齢者の増加、私も含めて後期になりまして、周りの人たちが介護を受けるというような状況も非常にたくさん増えてきたなど実感としては感じるんですけれども、町として、その要因をどのように分析をされているのかお伺いします。

○議長

浅井福祉課長。

○福祉課長

ただいまの稲月議員の御質問にお答えいたします。

増加の要因ということなんですけれども、平群町では全国よりも高齢化のほうが進んでおります。また、75歳以上の後期高齢化率のほうが令和3年度より毎年1%を超える伸び率となっておりまして、要介護認定率もそれに伴い、上昇を続けているという状況です。また、要介護度別人数の内訳におきまして

も、要介護1の方が減少し、要介護2・3というのが増加してるということも給付費の増加の要因だと思っております。

また、あくまでも推測にすぎないのですが、令和2年から新型コロナが蔓延したということで、令和2年度、3年度というのは特に利用控えというのが見て取れました。その影響で、今回また給付費が伸びてるというふうにも考えております。

令和6年度につきましては、今、10か月の実績になるんですけども、大体給付費が102%程度と、少しオーバーしてるんですけども、こちらのほうも、2月、3月で大体毎年度、少し給付費が下がるという傾向がありますので、大体計画どおりぐらいでいくのではないかとこのふうには考えているんですが、今後、令和7年度の給付費の動きにも注視してまいりたいと考えております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第17号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和6年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第21 議案第18号 令和6年度平群町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第18号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第18号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和6年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第22 議案第19号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第19号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第19号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第19号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議については原案のとおり可決されました。

ここで職員の入替えがありますので、11時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時35分)

再 開 (午前11時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第23 議案第20号 令和7年度平群町一般会計予算について

日程第24 議案第21号 令和7年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別  
会計予算について

日程第25 議案第22号 令和7年度平群町国民健康保険特別会計予算に  
ついて

- 日程第 26 議案第 23 号 令和 7 年度平群町下水道事業会計予算について
- 日程第 27 議案第 24 号 令和 7 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 25 号 令和 7 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 26 号 令和 7 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 27 号 令和 7 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 28 号 令和 7 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 29 号 令和 7 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

以上 10 件を、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から令和 7 年度予算の説明を求めます。西脇町長。

#### ○町 長

令和 7 年第 2 回平群町議会定例会において、令和 7 年度平群町一般会計及び特別会計・事業会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、町政執行に臨む所信を申し上げます。

我が国の経済においては、600 兆円超えの名目 GDP、33 年ぶりの高水準となった賃上げが実現され、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実にすることが最重要課題とされています。

同時に、現下の物価高の下、誰一人取り残されない形で成長型経済に移行するためには、特に物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援や、地域の実情に応じたきめ細かい物価高対策など、当面措置を講ずる必要があるとされています。

その上で、地方財政対策については社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額については、令和 6 年度地方財政計画を上回る額を確保することとされています。

特に、地方公共団体の重要な財源である地方交付税総額については、前年度より約 3,000 億円の増額となっており、地方財政の運営に支障が生じることのないように措置されております。

そのような中で、本町の財政状況については、令和 5 年度決算においても、

本町の将来負担比率、基金残高比率が全国ワースト100位以下に該当していることで、奈良県による財政の重症警報が4年連続して発令されており、依然厳しい財政状況であることを如実に示しています。

令和7年度当初予算の編成に当たっても、人件費、扶助費及び公債費などの経常経費や、認定こども園施設整備補助金、システム標準化などに係る臨時的経費の伸びにより、昨年度を大きく上回る約2億円の財政調整基金を取り崩してようやく収支が均衡するという苦しい予算編成を強いられました。しかし、そのような厳しい状況におきましても、平群町第6次総合計画に掲げているまちづくりの主要課題について着実に取り組んでいき、皆さんとともに輝く平群の未来をつくっていくことが私に課せられた大きな使命と認識しております。

また、令和7年度は財政健全化計画の最終年度であり、健全化に向けて、これまで取り組んできた成果を取りまとめる時期となります。今年度も、町職員と一丸となって、引き続き、全力かつ着実に各種施策に取り組んでまいり所存でございます。

令和7年度においては、まず、「誰もが安心して暮らせるへぐりのまちに」に向けて、本町の防災・減災の強化に努めていくことが急務であり、住民全てが安心・安全に暮らせるよう、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。防災体制の強化として、新庁舎の建設に向けた取組、災害時の避難所となる小中学校体育館の環境整備、ハザードマップの改定や自主防災組織と連携した防災訓練を行い、また、住民の方が安心・安全に暮らせるまちづくりのため、くろもと団地の水道直圧化工事も行います。

次に、「子どもの笑顔あふれるへぐりのまちに」に向けて、子育てしやすく、子どもたちが笑顔で生き生きと育ち、学べる環境づくりの推進に努めてまいります。教育・保育の環境や質の向上として、認定こども園に移行する平群北幼稚園の施設整備に係る経費の補助、各小中学校の体育館の空調設備設置を柱とした整備のための設計業務を進め、改修に向けた取組を進めてまいります。また、新たにベビーシッターや生殖補助医療の利用に係る費用の助成制度を実施し、出産から子育てにわたるサポートの充実・強化を図ります。

3点目に、「にぎわいのあるへぐりのまちに」に向けて、人口対策として、若い子育て世代の移住・定住の促進や地域産業の振興を図り、にぎやかで活気のあるまちづくりを進めてまいります。昨年度に引き続き、移住や結婚新生活の支援交付金や平群の魅力を幅広く周知するシティープロモーションを実施するとともに、町の主要産業である農業の活性化のため、新たに農業ビジョン計画の策定や、国道沿いの小菊看板をリニューアルしてまいります。また、SDGsのイベントを開催し、親子で環境問題に学んでいただく機会を設け、サステ

ーナブルなまちの実現を目指してまいります。

4点目は、「高齢者や障がいがある方もいきいきと暮らせるへぐりのまちに」に向けて、高齢者や障がいのある方など、全ての方にとって暮らしやすいまちに向けて努力してまいります。コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの運営に合わせて公共事業者に対し、支援を行い、安定的な運行を図ります。引き続き、がん患者アピアランスケア支援を実施するとともに、新たに带状疱疹に係る予防接種の費用を一部負担してまいります。

5点目は、「デジタル社会に対応するへぐりのまちに」に向けて、町民の方々の利便性の向上や行政の効率化を図るため、デジタル化の推進に努めてまいります。国の標準システムに準拠したシステム整備に取り組んでいくとともに、勤怠管理システムを導入し、勤怠管理に係る職員の事務負担の軽減、効率化を図ります。

6点目は、「安定した財政基盤の整ったへぐり」に向けて、計画の最終年度である令和7年度も緊急財政健全化計画の着実な実施に取り組み、本町の将来を見据え、変化する社会経済や行政需要に的確に対応し、継続する厳しい財政状況からのさらなる脱却を図り、将来的にも安定した財政基盤の確立に向けて取り組んでまいります。新庁舎建設に向けた基金も引き続き計画的に積み立て、健全な財政運営に取り組んでまいります。

今年度は、乙巳の年であり、困難な状況にあっても、紆余曲折しながら根気よく、粘り強く突き進み、変化と成長を遂げる年とされています。本町においても、厳しい財政状況という難関を粘り強く突き進み、財政健全化への切り替わりと、さらなる成長を成し遂げることができるよう、しっかりと諸課題に取り組む、町政の発展を目指してまいります。

続きまして、一般会計及び特別会計・事業会計予算の概要と、令和7年度に取り組む主な事業について、順次御説明申し上げます。

一般会計全体としましては、歳入歳出総額82億1,000万円であり、前年度予算からは6億8,000万円の増額となっておりますが、これは主に、人件費総額の増額、物件費では、システム標準化に伴う各種経費による増額、扶助費においては社会保障費での増額、また、補助費では、平群北幼稚園の認定こども園施設整備に係る補助金による増額、公債費では、総合文化センターに係る起債の元利償還金開始による歳出の増額が大きな要因となっております。

まず、人員につきましては、多様化する行政ニーズに対応するため、将来のまちづくりの担い手となり得る新規採用職員については、一般事務職員3名、保健師1名、保育教諭1名の採用を予定しております。さらに、人材の育成に

つきましては、接遇研修等の実施をはじめ、必要な知識、能力を身につけるため、各種の研修に職員を積極的に派遣してまいります。また、人事考課制度については、引き続き実施することで自らの行動に対する気づきを与え、職員のさらなるスキルアップを図ってまいります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で重要な役割を担っていることを再認識し、広報紙やホームページ、フェイスブックやLINEをはじめとするSNSなどの様々な媒体を通じて町政情報等の積極的かつ効率的な発信に取り組むとともに、住民の皆様から町政に対する御意見や御提案を頂けるよう、町政への御意見箱や自治会テーマ別学習会などの周知、利用促進を図り、引き続き広報・広聴に努めてまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談事業を引き続き実施してまいります。

基金積立につきましては、災害時の拠点となる新役場庁舎建設に向けて、引き続き庁舎建設基金の積立金の予算を計上してまいります。

ふるさと納税につきましては、ポータルサイトを積極的に活用し、人気のある返礼品の数量拡大を図り、さらなる寄附額の増加に努めてまいります。

シティープロモーションにつきましては、本町が結婚、子育てを応援する町であることをPRするため、ショートムービーの制作や公共交通機関への広告掲出、子育て世帯向けへの情報誌やウェブサイト、YouTube、TikTokへの掲載など、様々な媒体を活用した魅力発信の強化に取り組んでまいります。

定住促進につきましては、東京圏から本町に移住し、就業等の要件を満たした方に支援金を交付する移住支援金交付金及び結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の一部を支援する結婚新生活支援事業交付金を引き続き実施してまいります。

SDGsにつきましては、科学実験やパフォーマンスを交えながら環境問題について考えるイベント開催を実施してまいります。

防犯対策事業につきましては、本町管理防犯灯の新設、維持管理や自治会管理防犯灯の新規設置、電気使用料として、自治会に対して、新たな防犯カメラの新規設置に対する補助を措置し、犯罪者を生み出さないよう、寄せつけない、より強固な防犯環境の構築に向けて取り組んでまいります。

防災対策につきましては、防災の拠点となる役場新庁舎建設に向けて、基本計画の策定に向け、取り組んでまいります。また、庁舎建設基金の積立も行っ

てまいります。併せて、ハザードマップの改定や他の行政機関や関連企業との防災協定の締結を進め、災害発生時に備えるとともに、自主防災組織や各種団体の協力の下、訓練や研修を実施してまいります。さらに、災害時の避難所となる小中学校の体育館の空調整備も実施してまいります。

情報政策推進につきましては、自治体として継続的に住民サービスを提供するため、システムを維持・管理し、運用するとともに、職員が効率的に業務を行えるよう整備を進めてまいります。また、国の方針に基づいた地方公共団体システムの標準化の移行完了と、標準化に向けたシステムを稼働させるガバメントクラウドの利用に要する予算を計上しております。

住民戸籍事務につきましては、全国コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用し、住民票、印鑑登録証明書、所得証明が発行できるシステムを運用することで、住民サービスの向上を図ります。また、戸籍謄本の広域交付が始まり、本籍地以外でも戸籍が取得可能となったことや、戸籍へのふりがな追加対応やマイナンバーカードの発行及び住民戸籍情報の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しております。

高齢福祉施策につきましては、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で心身の健康を維持しながら生き生きと暮らせるために、高齢者の社会参加の促進と高齢者福祉サービスの推進に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進を行ってまいります。

障がい福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地域で安心して暮らせることのできるまちを目指すために、障がい福祉サービスの推進に努めてまいります。

子ども・子育て支援の推進につきましては、こどもまんなか社会の実現と子育てしやすい社会の構築実現に向け、子ども行政に関して、サービスや支援の窓口の一元化を図り、より便利に御利用していただけるよう、令和6年度よりこども支援課を創設、各種取組を継続し、推進しております。

町内での民設民営の幼保連携型認定こども園が令和6年度に開園され、また、町内私立幼稚園が町の支援を受け、幼保連携型こども園化に向け、準備を進めております。令和8年度からこども誰でも通園制度が本格的に導入される中、さらなる待機児童の解消や保護者の選択肢の拡大につなげてまいります。

また、西和地域病児保育室の利用促進を図るなど、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりをさらに推進し、また、支援を必要とする子育て世帯に対する子どもの見守り体制の強化にも引き続き努めてまい

ります。

また、ゼロ歳から2歳児の子育て世帯を対象にベビーシッター利用支援事業を新たに実施し、子育ての支援を充実します。

こども園の運営では、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前教育・保育のさらなる充実を目指します。経年劣化に伴う施設整備や園庭遊具の新設など、保育環境に係る経費や人件費をはじめとするこども園の運営に係る経費を計上しております。

就学児の保育に関しては、学童保育事業として、学童保育運営の民間委託に係る経費を計上しております。保護者の就労など、増加する保育ニーズに対応し、受入体制を整え、安定的な学童保育所の運営、学童指導員の質の向上など、子どもの健全育成並びに子育て支援の充実を図ってまいります。

令和6年度に開設しました平群町こども家庭センターにおいて、妊娠から出産、子育てまで一貫した支援を行うとともに、妊婦のために、支援給付金として合わせて10万円を支援することで、経済的支援と一体的に実施してまいります。

妊婦健康診査の受診券は14回、11万円に増額し、多胎妊娠の場合はさらに11万円分の受診券を上乗せします。出産後には産婦健康診査の受診券2回分の交付、新生児聴覚検査の一部助成などを行うなど、産後初期段階から母子支援を強化し、子育て世帯の負担軽減に係る施策を充実してまいります。

併せて、出産後の母子に対する心身のケア、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、産後ケア事業を助産院に委託して行います。

新たに、不妊治療のうち、保険診療により実施した体外受精等の生殖補助医療の自己負担金の一部を助成する事業を開始します。

福祉医療事業につきましては、子育て支援施策として、高校生相当年齢までの方、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方に、医療機関での窓口負担が不要である現物給付を行っております。また、町独自として一部負担金を補助することで、医療費の無料化を引き続き実施してまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動やのぼりの設置や児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とともに連携した活動を予定しております。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を強く訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定しております。

男女共同参画社会の推進につきましては、令和5年12月に平群町男女共同参画推進条例を制定しました。また、第3次男女共同参画プランに基づき、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、住民や事業者等への啓発を図るとともに、講演会の開催を予定しております。

健康づくりの推進につきましては、令和7年度より第3期健康へぐり21計画をスタートし、誰もが生涯を通じて健やかで自分らしく心豊かに生活することで、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善、生活習慣病の予防、子どもの頃から生涯を通じた健康づくりに取り組んでまいります。併せて、第2期平群町自殺対策行動計画もスタートし、住民への啓発や庁内組織への関係機関、団体との連携を強化し、自殺は防ぐことができることを共有し、取組を進めてまいります。

令和2年度から開始しております、高齢者の虚弱、フレイルを未然に防ぐことを目的とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業は、高齢者の健康課題に対して、関係課、関係組織との情報共有、事業推進などにより、健康長寿のまちづくりを目指してまいります。

また、令和4年度より、公益財団法人平群町地域振興センターから健康運動指導士の出向を受けて、健康推進やフレイル予防までの運動習慣づくりを目的とした集団指導及び個別指導を充実させているほか、出前健康教育として、積極的に地域に出向く機会を増やしてまいります。

がん患者の支援事業として、がん患者の方の社会参加を応援するための支援の一つとして、医療用のウィッグ等購入費用助成事業、がん患者アピアランスケア事業を実施します。

疾病予防事業につきましては、乳幼児から高齢者の予防接種法に基づく定期接種について、公的機関の下で安全で安心して受けていただけるように努めてまいります。令和7年度より、带状疱疹予防接種が新たに定期接種に位置づけられたことによりますので、自己負担金を徴収して、対象者のうちの希望者に実施してまいります。また、予防接種健康被害の救済給付を円滑に行います。

環境衛生事業につきましては、空き地の雑草除去の指導や不法投棄、ポイ捨て及び野焼きの防止対策を推進し、併せて、資源循環型社会形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続き実施してまいります。

また、ごみ出しが困難な方を対象にしたふれあい収集や生ごみ処理容器の設置補助、有価物の集団回収助成も引き続き実施してまいります。可燃ごみ有料指定袋制によるさらなるごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、資源ごみのリサイクルステーションを増設したことにより分別意識が定着するようにな

り、さらなる啓発活動を推進してまいります。ごみ減量の一環として、生ごみ処理機キエーロの普及啓発についても強化してまいります。

不法投棄の未然防止や通学・通園路の犯罪防止のため、防犯カメラ設置に努めてまいります。

その他、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収等、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう、分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運轉業務の委託を行っており、ごみ処理費用の縮減を図ってまいります。また、炉の延命化を図るべく、維持補修費を計上しております。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、火葬炉設備維持に努めてまいります。また、ペット人気の高まりの中、動物墓地の需要が増加傾向にあるため、敷地内での動物墓地整備に要する予算を計上しております。また、日常の管理運営につきましては、指定管理者の公益財団法人平群町地域振興センターにより行ってまいります。

し尿処理につきましては、生駒市等との広域連携による施設利用により、効率的な処理に努めて参ります。

農林業の振興につきましては、農業の存続と活性化を目指し、中長期的計画として農業ビジョン計画の策定を行います。また、農業の担い手に対する経営安定のため、農業次世代人材投資事業、農作物の被害軽減のための有害鳥獣駆除事業、集落ごとの営農活動を支援する日本型支払制度補助金事業を引き続き実施してまいります。

さらに、特定農業振興ゾーンに設定された上庄・梨本地区では、高収益作物の生産拡大に向けた奈良県実施計画に基づく整備事業を引き続き推進し、福貴地区においては、農業水路等の長寿命化に係る送水管の詳細設計業務を実施してまいります。また、国道168号線平等寺交差点に設置している平群の小菊夏秋期日本一の看板のリニューアル工事を実施します。

国土調査につきましては、令和6年度より再開した白石畑・平等寺地区の地籍調査事業を引き続き進めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するため、地元農産物や観光の総合情報発信拠点である道の駅大和路へぐり「くまがしステーション」とのさらなる連携を図り、町の魅力を最大限活用するとともに、へぐり時代祭りの開催などによる観光振興を図ってまいります。また、古都華

フェめぐりを継続して開催し、さらなる認知度の向上及びブランド力の強化を図ります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等の所要額を計上しております。また、社会資本整備総合交付金の採択を受けて実施している町道鳴川路線、平群駅前線の用地購入に際して、土地の分筆、鑑定や、その他舗装・補修等を予定をしており、道路の安全対策や利便性の向上につなげてまいります。

都市計画につきましては、既存の木造住宅耐震診断に係る委託料及び耐震改修に係る補助金、ブロック塀等撤去補助金等を引き続き計上しております。また、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティーを実現するためのマスタープランとなる立地適正化計画の策定を進めてまいります。

公園管理につきましては、ふるさと基金を活用した新たな遊具や休憩施設の設置、維持管理に係る費用を計上し、快適な施設利用を図ってまいります。

公営住宅管理につきましては、くろもと団地で給水施設の老朽化による断水等、懸念されることから、水道の直圧化工事を行い、安定した給水を図ってまいります。また、入居者を募集するため、改修工事や適切な維持管理に係る予算を引き続き計上し、良好な住環境整備を図ってまいります。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、関係団体との協働への住民参加型の防災訓練の実施など、防災に関係する各種団体の連携を強化するとともに、引き続き、地域での防災・減災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのために、自主防災組織結成支援及び承認団体等への活動支援として補助金を交付し、組織づくりの強化に努めてまいります。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の維持継続と、地域の消防設備等に対する補助を行ってまいります。

教育環境の整備充実につきましては、小中学校においては、最近の気候変動の状況を踏まえ、小中学校の体育館の空調整備に向けて取り組み、また、中学校の教科書採択に伴う指導書等の教材費、授業に必要な理科教材の更新経費、ふるさと基金を活用した遊具の更新費用や楽器などの教材備品の購入費用、奈良県統合型校務支援システムの運用経費や校務系端末の更新など、学校ICT教育環境の推進に係る経費を計上しております。

中学校では、引き続き、部活動指導員の配置に係る経費や外国語指導助手、ALT派遣事業に係る経費など、学校の管理運営に必要な経費を計上し、学校教育の充実に努めてまいります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや官学連携によります学生ボランティアの協力を得て、子どもの居場所づくりのために、放課後子ども教室を平群小学校と平群北小学校で引き続き実施してまいります。

文化・学習の振興につきましては、文化財整備事業として、国の指定史跡である烏土塚古墳の整備について検討する経費を計上しております。

生涯学習として、へぐり友遊教室、家庭教育学級などの各種教養講座を開催してまいります。

平群町総合文化センター事業につきましては、子どもから高齢者まで幅広い世代の皆様が集い、交流するコミュニティー活動の拠点として、中央公民館、図書館、人権交流センターの三つの施設の機能を効果的に活用し、公民館教室、文化祭の開催、図書館事業、人権啓発事業の実施など、住民の文化芸術活動、生涯学習活動の支援、人権啓発の推進に努めてまいります。

町立図書館につきましては、施設の持つ機能を効果的に生かし、住民の多様な知的ニーズに対応した蔵書の充実、効率的な図書の貸出しサービスの実施、学校や園などの関係団体と連携した子ども読書活動の推進、読み聞かせなどの図書館イベントを通じ、利用者の増加や図書館機能の充実を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、各種スポーツ大会の開催や、年代を問わず、多種目のスポーツを体験できるスポーツフェスティバルの開催に係る経費を計上し、生涯スポーツの普及推進を行います。また、体育施設の維持管理について、指定管理者である公益財団法人平群町地域振興センターへの委託経費を計上しており、指定管理者とも連携を密にし、適正な管理運営に努め、町民の方々の快適な利用の促進を図ってまいります。

次に、各特別会計・事業会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、629万4,000円となっております。本事業の貸付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付金の回収に要する経費を計上しております。今後も貸付金回収に一層努めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、22億5,500万円となっております。国民健康保険は奈良県が財政運営を担っていることから、県単位の運営に対する予算を計上しております。

歳出において、療養諸費及び県国民健康保険に資するための納付金と、病気の早期発見、重症化予防により療養諸費の抑制を図るため、がん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、人間ドック助成等の保健事業費を計上しております。

また、介護予防事業を実施し、健康寿命を延ばすため、フレイル予防、健常から要介護に移るまでの段階の健康保持増進事業に要する予算を計上しております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,514万9,000円となっております。農業集落排水の適切な維持管理を実施してまいります。今後も、農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、併せて、公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、6,768万円となっております。学校給食実施に係る食材費を計上しております。また、物価高騰による給食賄い材料の不足見込み分を一般会計からの繰入金として計上しております。引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしく安全で栄養バランスの取れた給食を提供し、児童・生徒の健全な育成を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、23億4,805万8,000円となっております。令和5年度、見直しを行った第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、保険給付費では居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上し、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き推進してまいります。

また、地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、生活支援体制整備事業等の推進に引き続き努めてまいります。

保健福祉事業費では、閉じ籠もりがちな高齢者の外出支援として、デマンド型乗合タクシー運行を引き続き実施し、高齢者の移動手段の確保に努めるとともに、介護予防につなげてまいります。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、45万6,000円となっております。奨学金の貸付けを行うことで修学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目標に、引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、6億2,734万4,000円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び総務費に係る事務経費、保健事業に係る人間ドック等総合検診助成費用を計上しております。

用地先行取得事業特別会計におきましては、1,334万4,000円となっております。将来の役場庁舎建設用地として、平成30年度に平群駅西特定土地区画整理事業の保留地を取得する際に発行した用地先行取得債の償還金を計上しております。

続いて、事業会計についてであります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支では、主な収入として下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入を計上しており、収益総額は4億3,185万3,000円となっております。

これに対する支出では、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理費負担金、減価償却費を計上し、営業外費用の主なものとしては企業債利息を計上しており、費用総額は3億7,601万円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道費負担金、他会計補助金、国庫補助金、企業債の総額で1億2,572万7,000円となっております。

これに対する支出として、老朽化した施設の更新を進めるため、ストックマネジメント管理調査業務、下水道台帳データ更新業務、公共ます及び取付管敷設工事等を管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道建設負担金など、総額で2億4,024万5,000円となっております。

引き続き、生活環境の向上・河川等公共用水域の水質改善を図ってまいります。

以上、令和7年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、昨年度同様に多額の財政調整基金を取り崩して予算化をせざるを得ない状況であり、これらの施策の推進に当たっては、町の将来の在り方を見据え、財政の健全性を確保しつつ、着実な実施及び適切な予算執行に努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情での編成を行いました令和7年度予算におきましても、深い御理解を賜って御審議をお願いいたしまして、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議 長

御苦労さまでした。

お諮りします。

本案については、明日3月5日に改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 0 時 2 3 分)